

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>  
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160  
 金沢和子 ☎422-5278  
 坂井洋介 ☎404-2039  
 佐藤重雄 ☎432-9872

関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950  
 中沢 学 ☎493-8140  
 松崎さち ☎090-6156-8592  
 渡辺ゆう子 ☎462-7273



市民の声は聞かない船橋市

ごみ収集週3回維持を!

船橋市は家庭系可燃ごみの収集回数今年10月、現行の週3回から、週2回に削減しようとしています。収集回数の削減は市民サービスの低下であるとともに、悪臭など公衆衛生、都市環境の悪化を招くものであり、やめるべきです。

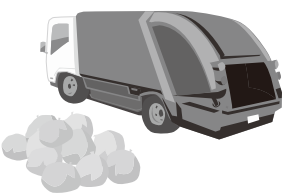
間、市は広報ふなばし等で「市民の理解を得た上で、家庭系可燃ごみの収集回数の削減について検討をする」としてきました。市民の理解が得られないまま、可燃ごみの収集回数削減を強行することは許されません。

市は2017年度に町会や自治会連合会等を中心に意見交換会を行い、その中で実施したアンケートなどを基に、ごみの収集回数削減に賛成が多かった事を挙げ、市民の理解が得られたと主張しています。しかし、市民からは不満の声が多数寄せられています。そもそも、町会や自治会連合会を中心とした意見交換会には年配の方の出席が多く、共働き世帯や子育て世代の意見はこのアンケートに反映されていません。この

市は来年度、家庭系可燃ごみの収集回数削減について、住民説明会を開くとしています。日本共産党は収集回数削減については一度白紙撤回し、この説明会で幅広い世代の方に参加して頂けるような形で開催し、アンケートを実施すべきだと求めました。また、説明会に出られない方も多いと予想されることから、年齢別に無差別で抽出した市民アンケートを実施し、ごみの収集回数削減について、本当に市民の理解が得られ

ているのか確認する必要があると質しました。

市は住民説明会の開催については「5月に」平日の夜7時から、また、土日の昼間に開催する」などと答弁し、子育て世代や共働き世帯も参加しやすい日時設定をすると述べましたが、アンケートは実施しないという答弁でした。一方的に説明し、市民の声は聞かないという姿勢が浮き彫りになりました。日本共産党は可燃ごみの収集回数は週3回を維持することを引き続き、強く求めていきます。



日本共産党船橋市議団主催

**無料 法律相談**

**3月22日(木)**  
**4月19日(木)**

弁護士が相談を受けます  
労働相談も受けています

会場：中央公民館  
時間：午後1時～4時  
要予約 ☎436-3030

生活保護費減額で低所得者に  
関わる38の制度に影響

去年12月、政府は生活保護費の大幅な減額方針を打ち出しました。利用者から今、不安の声が上がっています。

生活保護費の減額が具体的には国から示されていないので示されたら適正に対応していきたい」との答弁でした。

食費や水道光熱費などにあたる生活扶助費を今年10月から3年かけて最大5%の減額をするもので、予算削減額は180億円とされています。生活保護利用者の7割が減額となります。

都市部（1級地〜1）の高齢単身（65歳）世帯の場合、現行8万円の生活扶助費は4千円引き下げられ7万6千円になり5%の減額です。

また、母子加算も平均20%の削減をする方針で予算削減額は20億円です。生活保護本体の引き下げに加えて、さらに減額となり、子どもの貧困対策にも逆行する内容です。

船橋市は都市部（1級地〜2）の居住地となっていますので大幅減額が懸念されます。

生活扶助費の減額  
一般世帯にも影響が及ぶ

船橋市民の生活保護利用者にどのような影響が出るのかについて質したところ「船橋市の基

生活扶助費の減額の影響は一般世帯にも及んできます。様々な制度の所得条件の基準になっ

ているからです。前回の2013年度に実施された見直しで、生活保護基準額が減額になった際に厚生労働省は、他の38の制度が影響を受ける可能性があるとしています。

船橋市ではどのような制度に影響が及ぶのか質問したところ「国の制度については、できる限りその影響が及ばないようにする。地方単独事業については国の取り組みを説明の上、各自治体で判断して頂くよう依頼する」との報道がされている」との答弁がありました。

具体的な事例として、低所得の家庭に学用品代や給食費等を援助する就学援助の所得基準を、船橋市は生活保護基準の1.5倍の収入までとしています。今回の見直しで生活保護基準が引き下げられると、今までは就学援助を受けられていたのに今後受けられなくなる世帯が出る可

能性があります。

さらに生活保護基準は住民税の非課税限度額を決める目安にもなっており、非課税世帯でなくなれば、保育料や介護保険料の支払いが増えてきます。

今後船橋市として、どのような対応策をとる考えなのか質したところ「5年前の見直しの際には国からの通知を受け、政策企画課と生活支援課連名で全庁的な調査を行い、極力影響が出ないような取り組みを行った。今回についても同様な取り組みとなる。また、非課税限度額については、国の方針によると平成30年度は影響はない。平成31年度以降については、税制改正の中で対応を検討することになっている。これについても適正に対応していきたい」との答弁でした。